包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の通知内容

平成19年6月

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成19年6月4日

東京都監査委員	古	賀	俊	昭
同	大	沢		昇
同	Ξ	栖	賢貝	治
同	筆	谷		勇

目 次

枵	1		報告の内容	
	1		平成16年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)水道事業の経営管理について	
			水道局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	(2)社会福祉法人東京都社会福祉事業団の経営管理について	
			社会福祉法人東京都社会福祉事業団【福祉保健局】3	6
	(3)民間文化団体への補助金等について	
			生活文化局 · · · · · · · · · 4 8	8
	2		平成14年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 ・・・・・・・・・ 5 9	9
	(1)道路の建設・管理運営について	
			建設局 6 (0
	(2)都市公園等の整備・管理運営について	
			建設局 · · · · · · · · · 6 2	2
	(3)監理団体の受託業務等の管理運営について	
			財団法人東京都道路整備保全公社【旧東京都駐車場公社】6	7
	3		平成13年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 ・・・・・・・・・・・ 6 9	9
	(1)試験研究機関の管理運営について	
			財団法人東京都老人総合研究所【福祉保健局】 7 (0
			財団法人東京都医学研究機構【福祉保健局】 · · · · · · · · · · · · · 7	1
	(2)中央卸売市場の経営管理について	
			中央卸売市場	7

第1 報告の内容

平成16年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

	監査対象(所管局等)	指摘等	措	置 状	況
テーマ		指摘等一件数	改善済	改 善中 一部改善済	未 措 置
水道事業の経営管理	水 道 局	46	46	0	0
社会福祉法人東京都社会 福祉事業団の経営管理	社会福祉法人東京都社会福 祉事業団	22	22	0	0
民間文化団体への補助金 等について	生活文化局	7	7	0	0
合	計	75	75	0	0

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約		措置の	概要		措置状況
1-1 (23)		財務目標数値を設 定した収益性と生産 性の向上	高)に対する営業利益の割合は、平成11年度の 18.2%から平成15年度18.0%に低下している。 生産性においては、都の有収水量1㎡当たりの営業費用は主要都市の中間値を示し、職員 一人当たり給水件数、有収水量とも、福岡市に 劣っており、規模の利益を十分発揮している	策加ラ新よ設画 し、水の た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	F12月に次期経営計画「東 指標については、の国体に がある。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	で局が公表を 対規握・で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	てきたものに ば事業ガイド ていくために ば以下の表の れに目標値を 流策を経営計	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-2 (27)	意見	短期運用資産の効 率的運用	運用資産の運用利率(同0.09%)との差が 3.71%であることから、仮にこの112億円を企 業債の削減として利用していれば、約416百万 円の経費削減が可能であった。	の拡大等について検討を行った。 同委員会の提言を踏まえ、金融機関の信用度を調査の上、平成17年1月から譲渡性預金への預け入れを再開するとともに、 定期性預金等への預入期間を延長するなど多様な資金運用を実	改善済
1-3 (30)	意見		企業債発行差金も、運用されている期間に 対応して償却していくべきものであり、発行 月から月割で償却されたい。	企業債発行差金については、平成17年度決算から、発行月から最終償還月まで(通常120月)月単位で割り、年度毎に償却する月割償却へ変更した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-1 (32)			水道事業会計は、一般会計から消費税等相 当額を含めた補助金を受けているが、近年、課 税売上割合が95%を上回っているため、課税 仕入に係る消費税は、全額仮受消費税から控 除されている。 国からの受け入れ補助金についての相当額 は、還付している(15年度194百万円)が、都の 一般会計からのものは返還していない。一般 会計からのものについても、返還されたい。 (15年度95百万円)	1 平成16年度及び17年度決算において、課税売上割合が95%を上回ったため、一般会計からの補助金に係る消費税相当額を控除して清算を行った。 なお、平成11年度から平成15年度分についても遡及して清算し、一般会計へ返還した。 2 平成18年度以降についても、決算時に課税売上割合が95%を上回った場合は、一般会計からの補助金に係る消費税相当額を控除して清算を行うこととしている。	改善済
1-4 (34)		事務委託費に含ま れる消費税相当額を 控除対象とすること の関係機関への申し 入れ	統合市町に対する事務委託に係る取引については、受託収入が消費税の課税取引とされる一方、事務委託費に含まれる消費税相当額は不課税支出として扱うこととされているため、都にとっては過大な支払いが生じている。消費税相当額(平成15年度実績1,016百万円)に関する取り扱いの見直しを関係機関に、再度、強く要請されたい。	平成17年11月、総務省に対し、事務委託に係る消費税の取扱いについて見直しを要望し、かつ東京国税局に対しても文書照会を行っていくこととした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-5 (36)	意見	新相水酒開発리出	新規水源開発引当金は、平成16年3月末で267億円を保有しているが、戸倉ダムからの撤退、未配分水量の当初見積りからの減少により、現時点では、160億円相当が不要になると見込まれる。 このため、国の第5次プラン策定時には、速やかに引当金残高の適正化を図られたい。	引当金の活用について見直しを行い、基金の使途を、これまでの基金事業及び水特法事業に加えて、水源施設に係る費用の平準化にも広げた。 なお、平成18年12月末現在、国の第5次フルプランが策定されていないことから、同プランの策定後に、今後の事業費見込みに基づき、再度、引当金の活用等について見直しを実施する。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-6 (42)	意見	未利用資産の有効 活用と体制づくり	田の可能性のない施設については、速やかに会計上除却するとともに、計画的に撤去工事を行うべきである。また、北部第一支所の土地および建物等の償却資産(償却資産簿価約160百万円)、箱根ヶ崎増圧ポンプ所等の土地(土地時価約2,400百万円)も現在未使用であるので有効利用をされたい。 さらに、同様の未利用資産が生じないよう、所管部署からの申請がなくとも、局として未利用資産を遅滞なく把握する管理体制を構築、運用し、局全体の将来構想を踏まえなにのよりたとれたい。	1 不稼働資産の除却及び計画的な撤去 水道局固定資産規程第69条を平成17年3月に改正し、事実上不用または使用不能となった固定資産は、用途廃止決定の時点で除却処理を行うこととした。 また、用途廃止した施設等は計画的に撤去することを、平成17年3月9日付「固定資産規程一部改定に伴う会計処理等の変更について」で定め各部署へ通知した。 < 会計処理 > 指摘された不稼動資産は、用途廃止及び除却処理を以下のとおりすべて実施した。 平成17年3月30日・・・箱根ヶ崎増圧ポンプ所、廻田増圧ポンプ所、真光寺調圧水槽、湖畔増圧ポンプ所、四田増圧ポンプ所、再成17年3月31日・・・玉川浄水管理事務所、金町浄水管理事務所、新座増圧ポンプ所 本成18年3月31日・・・亀戸増圧ポンプ所 <施設撤去 > 施設等の撤去は、平成17年度に、玉川浄水管理事務所、金町浄水管理事務所、箱根ヶ崎増圧ポンプ所、廻田増圧ポンプ所、湖畔増圧ポンプ所及び真光寺調圧水槽について実施済である。その他、西原増圧ポンプ所、新座増圧ポンプ所及び亀戸増圧ポンプ所は、用地活用の計画に合わせ、撤去のための調査、設計等を実施中である。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
				2 未利用資産の活用及び体制の整備 意見のあった未利用資産のうち、旧北部第一支所庁舎については、用地の一部を平成17年度から警視庁に使用承認し、平成18年9月には、庁舎全体を警視庁に使用承認亀戸増圧ポンプ所は局事業での再を検討している。亀戸増年10月間、一部を前提に、一部の地では、一部のは、一部のは、一部のは、一部の地では、一部のは、一部のは、一部のは、一部のは、一部のは、一部のは、一部のは、一部の	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-7 (47)	意見	多経費削減	果の都昌一元化基本計画」に基づき、順次統合を行い現在25市町を統合し、一部の事務を事務委託として各市町に委託している。しかし、都の直営とした場合、年間約40億円の経費削減効果が見込まれる。また、市町では、水道事業に精通しているわけでもない給与の高い職員を、水道部署に配置し、結果として都が過大な負担をしているケースが見受けられる。考慮すべき市町側の事情はあるものの、十分に事情を説明して、極力早期に事務委託の解消を図られたい。	平成17年度に、事務委託の早期解消を図るため、水道業務移行計画の策定及び実施について、各市町への働きかけを強化して調整を進めた結果、全市町の同意を得て、基本計画策定時より業務移行を前倒しする計画を策定した。 <市町から都への業務移行率> (市町職員の減員率) 基本計画策定時 18年度 20年度 22年度 24年度 21.1% 49.1% 71.4% 100% 市町移行計画 25.3% 56.6% 86.1% 100% 前倒し分 4.2% 7.5% 14.7% 平成18年3月末現在、7市町の事務委託を解消している。平成16年3月末 武蔵村山市、多摩市平成17年3月末 瑞穂町平成17年3月末 瑞穂町平成18年3月末 市中市、小平市、東大和市、東久留米市また、平成18年12月、都議会で以下の8市町の事務委託解消が議決された。 平成19年3月末 小金井市、日野市、東村山市、狛江市、清瀬市、あきる野市、西東京市、日の出町	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-8 (50)		駐車場用地の貸し 付けにおける管理費 比率の見直し		1 管理費の見直し 平成16~17年度にかけて、民間6社とヒアリング(5社から回答を得た)を実施し、業務内容や管理費等の比較分析を行った。この結果を踏まえ、東京都市開発株式会社(TUD)と協議し、平成18年4月から駐車場の管理費比率を総収入の25%から18%へ見直した(平成18年度は、27,234千円の効果が見込まれる)。今後も、経済実勢を踏まえ、TUDとの管理費について検証を行い、必要に応じ改定していく。 2 駐車場用地の有効活用 駐車場49箇所のうち2箇所は売却手続きを開始した。平成17年度に残り47箇所について資産アセスメントを実施し、その結果をもとに資産情報調査票を作成し、企業用固定資産と普通固定資産に転換するものとに分類した。このうち、普通固定資産16箇所について、利活用診断シートを作成し、駐車場以外の有効活用の可能性を検討した。うち4箇所について、駐車場以外の有効活用が有利と判断した。残りの12箇所は、継続して駐車場として活用することを決定し、平成19年1月に一般競争入札を実施した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-9 (53)	意見	水道事業における 技術の育成・発展	よび 歴史的な技術があると考えられる。 まず、今ある技術を整理し、その上で民間 委託で対応できるものと、水道局としてある いは監理団体として育成・発展させていくべ	(2) より高度な知識と技術を身につけ、業務に活用するため、 水道関連資格の取得が可能なレベルまでの研修を実施し、受講 者が技術士などの資格を取得している。 (3) より実効性のある研修を実施するため、講師を養成する研 修を行い、研修の講師として認定し、活用している。 (4) 研修の成果を評価するため、その測定方法について検討を	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-10 (56)	意見	第三セクターの会 社ごとの位置付けの 明確化と透明性の確 保	第三ピグターにづいては、民間正案とので 独立性、自立性を確立し、他の企業との競争性を高めていくことが重要である。間接出ているにより出資割合が25%以下に抑えられてにある。が登るをであるが、整査委員監査、包括外部監査の取引および人的関係が強いにも係わらず、監査委員監査、包括外部監査の第三セクターも、独立性、自る一大の確立と、極力、都の自立を進めるい当面継続する場合には、その位置づけを通りである。 が当面継続する場合には、その位置づけを確して、積極的な情報公開、会計監査の理由を精査して、その位置づけを確して、行きを変ある。が	東京都市開発(株)については都への依存度が低く、また、水道マッピングシステム(株)についてはその業務が水道事業の補完・代行に該当しないことから、それぞれの自立的運営を促していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-2 (59)	指摘	建設仮勘定の適時 な振り替え	建設仮勘定から本勘定への振替が洩れたものが1,407百万円ある。システム上、補正による再振替が支障なく行えるようにするとともに、再発を防止するチェックの仕組みを構築されたい。	なお、振替漏れしていた案件は、平成17年2月15日に振替処理	改善済
1-3 (59)			もので未整理のまま残されているものが、 3,944百万円ある。 また、振替処理が年度により異なり、統一性 がない。	建設仮勘定における付帯作業費及び共通経費の固定資産への振替処理の統一性を図るため、振替基準を、平成17年3月31日付「固定資産への振替に関する事務取扱について」で定めた。また、これについて事務説明会を開催し関係部署への周知徹底を図った。さらに、振替基準に基づき、未整理案件3,944百万円のうち本体工事がしゅん工した約3,882百万円を、しゅん工年度に合わせてそれぞれ平成17年3月及び平成18年3月に振り替え、残りの約62百万円も、今後本体工事のしゅん工時に振り替える。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-4 (61)	指摘		境浄水場の正門は、門扉制御盤と監視装置から構成されており、一体として取り扱っているため、監視装置等の耐用年数も構築物の45年を適用している。 耐用年数の異なる資産については、区分して台帳に記載して管理し、償却計算を実施されたい。	固定資産の一式計上に問題がないか、固定資産台帳全件の精査及び疑いのある案件の実地調査を、平成16年度から平成17年度にかけて実施した。この結果、資産計上に問題のあった案件64件について、平成17年3月及び平成18年3月に資産整理を行った。 また、再発防止のため、固定資産の適正な計上のあり方についての職場研修を、平成17年2月27日、平成18年2月1日、平成18年4月3日に実施した。今後も職員の異動に併せ実施する。なお、境浄水場の門扉及び制御装置からの監視装置の分割については、平成17年1月に資産整理を行った。	改善済
1-11 (62)			小口経費制度と少額資金前渡制度が併用されているが、小口経費の支払いも少額資金前渡の運用で補完できる。 両者の併用は、事務処理の非効率となるため、運用方法を見直しされたい。	小口経費制度と少額資金前渡制度の両者を併用すると、事務 処理が非効率となるため運用方法の見直しを行った。 平成17年8月をもって小口経費制度は廃止し、同年9月から少 額資金前渡制度での支払事務の運用を開始した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-12 (65)	意見	貯蔵品の実地たな 卸しの合理的な実施		事務効率化のため、平成17年度貯蔵品管理業務委託契約から、受託者が行う3月末日の現品チェックを取りやめ、当局が実施した期末たな卸し数量に、その後の現品の受払いを増減して期末残高を確定する方法に変更した。	改善済
1-13 (69)	意見	へる肥黒刈象の兄且	固定資産の計上にあたって、直接的にも間接的にも取得に関係のない部門の費用は、工事配賦事務費から除き、期間費用として会計処理されたい。	平成18年度から、建設部門の庶務関係職員24名の人件費につ いて、科目の振替を行い、期間費用として予算計上した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-14 (71)	意見	の促進	東村山浄水場、東部第二支所には、保全待機 用自動車、緊急用自動車等、特定用途車で稼働 率が非常に低いものがある。		改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-15 (74)		来	ニホンジカによる食害で、土砂流出を引き起こす深刻な被害が発生している。被害を早く小さく抑えない限り、近い将来、水源林の維持に対して多額の資金が必要となる。 局は、関係機関と調整し、シカ対策 に取り組んでいるが、対象が広範囲であり、水道局が管理している水道水源林以外の地域も関係しているため、関係機関との間で、より密接に、かつ継続的に連携して、実施されたい。	(平成16・17年度) 2 シカの生息状況などのモニタリング調査 (平成16・17年度)	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-16 (75)		水源域における森 林の健全化のための 都民に向けた情報発 信	林として水道局が管理しているが、民有人工林の中には、手入れが行き届かず、その荒廃が進むと、飲料水に適した水の安定的な供給に悪影響が出ることが想定される。 多摩川水源森林隊などボランティアを含む多くの都民の手を借りて森林の健全な育成・維持ができるよう、民有人工林荒廃の現状を広く都民に知らせるなど、情報を発信し、都民の理解と協力を得て、水源域の保全ができるように努められたい。	都内の家庭に各戸配布をしている水道ニュースや局ホームページにおいて、民有林の荒廃している状況及び多摩川水源森林隊の活動内容を掲載し、森ので、カアの法人の森づくりの大切さについて広く都民に認識してもらえるよう広報の充棄づくりフォーラムが主催する「多摩川水源地の森林砂漠化を考える対話集会」のパネルディスカッションに、「東京都水道地のないで、東京が進んで、東京が進んで、東京が進んで、東京が進んで、東京が進んで、東京が進んで、東京が進んで、東京が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪が進んで、大阪の活動場所を確保するなどの連携を図った。では18年12月末のボランティア登録者数は842人となり、平成16年度に比べ363人(約76%)増加した。平成18年4月には、学校教育及び民間の森づくり活動との連携や多くの人々に親しまれる水源林を目指した取組、森林資源の循環を推進するなどの新たな取組や森林隊の充実などを盛り込んだ第10次水道水源林管理計画を策定しプレス発表を行うとともに、局ホームページへの掲載を行った。今後も、森林隊の活動等を通して、森づくりの大切さを広く都民に認識してもらえるよう活動していく。(森林隊ボランティア登録者数)平成16年度…479名、平成17年度…718名平成18年度…842名(12月末)	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-17 (78)	意見	高度浄水施設に要する費用および使用 者のコスト負担に係 るアンケート調査と その反映	1,064億円を費やし、現在、東村山、三園浄水場での整備を進めている。 高度浄水施設の建設による水質向上は、これに要する費用と効果、恩恵を受ける水系(利根川水系、荒川水系)と当面予定されていない水系(多摩川水系)の原水の水質の違い等をより分かり易く都民に情報提供し、最終的なコスト負担者である使用者の意見を十分に反映して行う必要がある。 使用者の意見を十分に反映できるようにア	版に併せ、高度浄水処理の1㎡当たりのコストや水系別による原水水質の違いなどを盛り込んだ内容に修正した。また、平成17年6月に行ったインターネットモニターアンケートでは、水系による違いや料金への反映等を考慮した設問に見直した。さらに、平成17年12月に事業評価の結果を局ホームページに記載し、お客さまからの意見を募った。モニターアンケートの結果は、「料金が上がらない範囲で工夫をしながら実施すべき」が最も多く77.5%であった。また、「国の基準を満たしていれば、導入の必要がない」の4.8%に対し、「多少料金が上がっても積極的に導入を進めるべき」が16.1%と大きく上回り、お客さまの安全でおいしい水の供給に対する意向が強いことがわかった。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-18 (81)		水源施設管理費分 担金に関する質問•分 析と改善要望	して実施している事業計画および予算のヒア リングを、国土交通省に対しても実施し、内容	水資源機構に対しては、平成16年度から清算時において、より詳細な資料や説明を要望し実現したことにより、具体的内容のチェックが行えるようになった。 国土交通省では、事業計画及び予算内容などの説明会が実施されるようになった。また、説明時に質問を通じてより詳細な説明や資料の追加要求などを行い、支出内容の妥当性、合理性を検証するとともに、経費縮減の要望を継続的に行点の随時等分検証するとともに、経費縮減を具体的に要望していく。 1 水資源機構 平成18年度は、7月に平成18年度事業計画及び平成19年度予明会が開催された。各説明会の内容は、以、事務的経費の大力の説明会が開催され、12月に平成17年度決算部会が開催された。各説明会の内容は、以、事務的経費の内容等の具体的中身に関し、平成15・16年度実績と平成18年度計画の状況を確認した。 (1) 7月説明会…平成17年度決算を、昨年度説明があった事業計画と対比させチェックし、細かい項目ごとの精算状況もチェックした。 2 国土交通省 平成18年度について、以、平成19年度予算、平成18年度度施計画及び平成17年度決算について、以下のとおり、妥当性、合理性等について確認した。 (1) 直轄堰堤維持費の実績及び実施計画書を受け取り、従来より細かい項目ごとの精算・概算要求状況をチェックした。 (2) 維持補修費の工事別概要により、要求工事について、実施理由・状況写真等を確認し妥当性をチェックした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-19 (84)		場業務の外部委託の 推進	力を有する民間企業が出てきており、一部の水道事業体で浄水場の外部委託が開始されたところである。 区部浄水場は大規模で複雑・高度な運転管理技術が必要であるが、外部委託は、一般に運営経費の低減に有効な手段であることから、安定給水等に配慮しつつ、区部においても、積極的に導入を図っていく必要がある。 今後は、施設整備計画に合わせて、浄水場ごとの具体的な外部委託について検討し、経済性、効率性の観点から現状と比較検証し、着実	て、平成19年度からの運転管理委託に向けての施設整備を進めており、これにより、平成19年度の浄水場運転管理業務委託率は約20%となり、平成17年度の約7%に比べ約13%増加となる。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-20 (87)	意見	漏水防止計画作業 の見直し	漏水防止計画作業は、区部においては、給水管のステンレス化の進行もあり、漏水率が4.7%まで低下してきた。 よって、区部の漏水防止計画作業の作業量を削減するとともに、作業の委託拡大をされ	とにより、平成18年度においては、平成15年度と比較して158百万円の経費を削減した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-21 (90)	意見	貯水槽水道の点検 調査の有効活用	平成16年9月から開始された貯水槽水道の 点検調査は、16年度の契約件数は2万件、契約 額294百万円、5年計画で22万件、契約総額 3,234百万円と見込まれる。 今回の調査を無駄にしないよう、貯水槽水 道の適正管理の情報公開にあわせて、直結給 水方式への切り替えに関する費用比較や切り 替えメリットを積極的に公開し、直結給水方 式をより一層推奨し、調査コストの削減や蛇 口から出る水道水の改善に取り組まれたい。	1 平成16年度 直結切替のメリット・デメリット、費用対効果、工事費用等を掲載したパンフレットを作成した。 2 平成17年度 (1) 点検調査の周知徹底及び直結給水切替の促進についての広報を行った。 ア 増圧直結給水方式パンフレットを新たに営業所窓口へ設置イ水道ニュース(5・10月号)への掲載ウ水道局ホームページへの掲出工検針票裏面(12・1月)掲載(2) 直結給水方式切替に要する概算額等を示したパンフレットを作成、配布した。 3 平成18年度 (1) 都や区の施設へのポスター掲示や電車の中吊等を利用し、直結給水方式のメリットや切替方法等を広くPRしていく(平成19年3月実施予定)。 (2) 貯水槽設置者に対し、これまでと同様に調査点検時に直結方式のメリットや経費等についての説明を行っている。上記の取組により、平成16、17年度の2年間で点検調査前の貯水槽1,640件が直結方式に切り替わった。これにより、約2,460万円の調査コストを削減した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-22 (92)	意見	浄水場における休 暇代務の縮減	調整口動有で対応できない場合は、超過動榜扱いとして対応し、そのための超過勤務手当が年間62百万円(平成15年度)支払われている。 前月中旬までに休暇予定日が分かっている場合は、できるだけ事前に申し出るよう、なお一層指導を徹底し、超過勤務手当の縮減を図られたい。	平成17年2月及び4月に交替勤務職場における休暇について、可能な限り早期申請に努めるよう文書により通知し、関係職員への周知徹底を行った。また、平成16年度の取得実態を調査し、平成17年8月及び11月の浄水場庶務課長会において、嘱託員のより一層の活用や勤務日変更等による超過勤務手当の縮減について指示した。 さらに、平成18年1月及び3月に休暇代務の縮減について文書による通知を行い、より一層の指導徹底を行うよう関係職員へ周知した結果、平成17年度の支給額は約5千9百万円となり、平成15年度に比べ約3百万円(5%)を削減した。 平成18年度においても、毎月の執行管理を実施しており、平成18年12月末現在、平成15年度に比べ約13百万円、27%の削減を行った。 なお、平成15年度と平成18年度の12月末現在における一人当たりの累計代務時間を比較すると、平成15年度約51時間に対して平成18年度は約42時間と約18%、一人当たりの累計金額も19%の削減となった。 また、平成15年度に323人配置していた交替勤職員を、平成18年度は293人の配置として30人の減員を行い、総人件費の圧縮を図った。 さらに今後も、安定給水等に配慮しつつ、施設の更新時期等に併せ施設整備の推進を図り、休暇の早期申請の推奨や浄水場管理室の統合等に取り組んでいくことにより、経費削減を図っていく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-23 (95)	意見	水道料金徴収経費 の合理的な削減	善に当たり、検針に係るコスト縮減と新たなサービス提供の観点から、 電気ガス等との検針業務の共同化や 自動検針の導入、さらに通信運搬費等については、 納入通知書の	1 納入通知書の現地発行については、ハンディターミナルの更新に併せ、平成19年度から実施することを平成17年10月に決定した。 2 自動検針については、当局が開発したPHS方式の自動検針システムを活用した「みまもリサービス」の実地試験を、平成19年3月に開始することを平成18年6月に決定した。 3 電子メールによる請求情報通知については、本人確認のための認証や通信の秘密を保持する方法など課題があるため、引き続き検討していく。 4 ネットによる支払決済については、手数料に関して金融機関との調整がつかないため、引き続き検討していく。 5 電気・ガスとの検針業務の共同化については、供給エリア・契約形態・検針日の違いや、契約名義の統一化などの課題があるため、引き続き関係団体と検討を進めていく。	改善済
1-24 (98)	意見	検針係の検針事務 日誌の整備		現場出張業務について検針事務日誌に的確に記載できるよう、日誌の改正を行い、平成18年10月から新たな事務日誌の使用を開始した。これにより漏水関係調査など目的別に日々の現場訪問の正確な業務量を把握できるようにした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-25 (98)	意見	検針関係業務の外 部委託の範囲拡大等 による業務改善	検針業務は外部委託しているが、各営業所に配置されている検針係職員は、点検票の審査事務や中止清算事務などを行っており、平成15年度の経費は約22億円にも上っている。点検票の審査事務等の内容を費用対効果の側面から検証し、審査対象の見直しを行うとともに、併せて、外部委託の範囲を拡大するなど、より効率的な実施方法を確立することにより、検針業務経費の圧縮を図られたい。	検針業務について、有効期限満了に伴う取外しメータの読針を、平成18年10月から委託した。 また、局職員による水量増減調査対象を、前回4割以上増減から5割以上増減へ見直すとともに、水量増減調査、0㎡調査、使用水量の算定業務等を、平成19年4月から新たに委託することを平成18年9月に決定した。 さらに、平成19年度以降も順次委託範囲を拡大していく。	改善済
1-5 (101)			水道料金の費用倒れを理由とする徴収停止の件数・金額は10,809件、29百万円(平成15年度)あるが、催告電話を1回しかしてないものが一部見受けられる。サービス推進部においては、2度目以降の訪問前に必ず電話催告をするよう改められたい。 また、昼間しか移転先を訪問していないが、共働き世帯等、昼間不在の者も多いため、夜間現地催告もしくは夜間電話催告等の方途により、適切に未納者に対して催告すべきである。	平成17年7月に、料金の徴収に係る電話催告等の手続き業務を見直し、異なった時間帯の電話催告・現場訪問の複数回の実施、訪問及び電話催告の時間の記載等経過記録の徹底などについて周知するとともに、当該係長及び所長によるチェック、確認を行うように改善した。 また、全営業所訪問指導を実施し、電話催告の適切な実施と経過記録の徹底について、担当職員への指導を徹底した。 その結果、調定件数に対する徴収停止の割合が減少した。 調定件数に対する徴収停止の割合が減少した。 可能収停止割合 改善率 可成16年度 0.1164% 可成17年度 0.1126% 3.27%改善	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-6 (101)	指摘		区部から多摩市および武蔵村山市へ移転した使用者の未納水道料金の回収に当たって、両市を所管する事業所に対しても、区部と同様に相互に徴収依頼されたい。 また、現在、事務委託をしている市町においては、事務委託を解消した段階で、相互に徴収依頼されたい。	平成17年2月、多摩地区統合市町との相互徴収依頼について、 事務委託解消後は所管する事業所と相互に徴収依頼することを 決定した。 平成17年3月から、区部事業所と多摩地区直営地域の所管事業 所間で徴収依頼を試行し、平成18年10月からは、相互にシステムを設置することにより、徴収依頼を行っている。 (平成17年3月から平成18年12月までの効果) 多摩から区部:30件依頼、24件収納 区部から多摩:60件依頼、34件収納	改善済
1-7 (103)	指摘	水道料金の未納者 による使用中止に係 る催告手続の見直し	│ │ 過去に未納力ード情報が作成された使用者	未納カード情報が作成された案件で、移転先不明や納入通知書が返戻されたものは、早期に徴収整理従事者により催告を実施するよう、営業事務取扱手続を整備し、平成17年7月に各営業所へ通知した。 これにより、従前は使用中止・停止分について、2か月程度で催告手続きを開始していたが、3週間程度で催告手続きに着手するよう改善した。 その結果、使用中止・停止分に対する徴収停止の割合が減少した。 使用中止・停止分に対する徴収停止の割合が減少した。 使用中止・停止分に対する徴収停止の割合が減少した。 では16年度 9.62% 平成17年度 9.27% 3.64%改善	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
1-26 (105)		徴収整理事務の効 率化	上回る回収コストを要しているものもある。 他方、収納係の徴収整理事務には、専門性の	平成18年3月に、開栓作業や初動的な催告、現場領収などへの 委託導入について基本方針を定めた。これに基づき、平成18年 10月から営業所営業時間内の開栓作業の委託を実施した。さら に、平成19年4月から、初動的な現場催告、現場領収等を委託す ることを平成18年9月に決定した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-27 (111)	意見	徴収サイクルの見 直し	収納係は、平成16年3月現在、約300人の職員が未納料金の収納業務に従事し、要した経費は約27億円となっている。 未納カードが発行される使用者のうちには、真の生活困窮者とは認められない者が相当数おり、結果的に行政的な配慮を必要とを、納入期限内に支払いを行う一般の使用者が負担する状況となっている。 現行の徴収サイクルは、検針から給水停止まで概ね6ケ月強の期間を要しているが、期間短縮に向けた徴収サイクルの見直しを図るである。 また、未納料金徴収に要するコストの実情をホームページなどで積極的に広報し、恒常的に未納カードが発行される使用者に対する水道局の毅然とした姿勢を示されたい。	平成17年4月に徴収に要する経費やその内訳についてホームページに掲載した。また、徴収整理の開始を2~3か月程度早めるため、平成19年3月から未納料金の合算制度(2回分の請求を1回にまとめる)を廃止し、徴収サイクルを短縮することを平成18年9月に決定し、システム修正に着手した。これにより、未納料金の早期回収を図るとともに、一度の請求で支払うお客さまとの公平性について改善した。	改善済
1-28 (114)	意見	収納係の徴収整理 事務日誌の整備	収納係の業務遂行状況は、徴収整理事務日 誌により把握しているが、現場訪問後の収納 件数の記入欄がないため、現場に出動して徴 収整理を行うという特殊性の高い業務量が正 確に把握できていない。 徴収整理事務日誌の記載事項を充実し、確 実に実施されたい。	平成17年7月から徴収整理事務日誌の記載事項の充実として、すべての現場訪問について用件別に件数欄へ記入するよう定め、営業所訪問指導で徹底し、どのような目的で現場訪問をしたのか把握できるようにした。 さらに、営業所待機業務の廃止及び徴収整理業務の委託化に伴う業務内容の見直しに合わせた、新しい徴収整理事務日誌を平成18年12月に定め、平成19年4月から使用することとした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-29 (114)	意見	収納係徴収整理従 事者に対する特殊勤 務手当の支給範囲の 見直し	現行では、未納カードが発生した分の納入料金であっても、給水停止執行通知書の郵送のみで、必ずしも現場における業務を伴わないものもある。	平成19年4月に徴収整理事務の一部委託を実施し、当局職員は水道の供給停止を伴うものや無届転居による未納などの困難性の高い案件を処理することとした。これにより、これまで給水停止執行通知書の郵送により徴収できていた未納案件などについては、委託業者で取り扱うこととし、当局職員における徴収整理事務の対象外とした。このため、平成19年4月からの徴収整理手当について、月の未納残件数に応じて支給していた残枚数手当を廃止し、処理件数による手当のみとするなど、当局職員の業務範囲の変更に伴う委託後の徴収整理事務に合わせた支給に、平成18年12月に見直した。	改善済
1-30 (117)		営業所の待機受付 業務の見直し	お客さまセンター全面稼動後は、電話による受付業務および問い合わせ対応業務が集中化されることで、給水待機時間帯の業務の多くが移行可能となる。 また、現在の収納方法では、給水停止執行通知書発行後の料金滞納者の収納について、他の収納方法が認められていないため、料金収納業務の効率化がされていない。お客さまセンター開設に伴い、効率性や費用対効果の観点から、料金滞納者に関する納付方法の見直しも含めて、営業所における待機体制を見直し、待機手当230百万円の削減を図られたい。	料金収納業務の効率化のため、コンビニエンスストアでの料金収納情報の即時取得システム(コンビニVAN)を平成18年7月に導入した。 さらに、未納カード分の料金をコンビニエンスストアで支払えるようコンビニ専用支払書を導入のうえ、営業所の待機を平成19年1月に一部廃止、平成19年4月に全部廃止することを平成18年8月に決定し、公表した。 これに伴い、待機手当230百万円はすべて削減する。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-31 (123)	意見	支所・営業所におけ る給水待機体制の見 直し	夜間および休日の給水待機者は、支所において一律に7名(ほか営業所に2名待機)となっており、年間で792百万円の待機手当が出されている。しかし、給水待機時の出動は、給水装置の漏水調査等や給水停止栓の開栓などが多くを占め、緊急を要する事故等の発生は少ない。 現状の待機体制を費用対効果の側面を含めて検討し、給水課併設営業所配置2人体制の見直しなど、待機体制の見直しを図り、待機手当支給額の縮減を図られたい。 また、待機日誌についても待機時の出動理由を分析し、合理的かつ効果的な待機体制にするよう改善されたい。	平成17年4月、全支所における平成15・16年度の出動分析を行った。 さらに、平成18年4月、新体制の配置計画を策定し、水道局待機勤務規程を改正した。 給水待機については、漏水など突発事故、他企業工事に伴う管路損傷事故、水質事故等の緊急対応を基本とした、必要最小限の体制に見直しを行い、待機者14名を削減した。これにより待機手当190百万円の縮減を図った。 今後も組織再編等に併せ必要に応じて見直しを行っていく。 <平成15年度> 63人体制 792百万円 <平成18年度> 49人体制 602百万円 <効 果> 14人減 190百万円	改善済
1-32 (126)		お客さまセンター 開設後における営業 所営業係の業務の効 率化	センター全面稼動後の営業所営業係は、料金に関するチェックリストの処理やデータ入力等の料金に関する業務が残るが、これらの業務遂行のために、現在の営業所営業係の体制で、職員数の64%、187人(推計)を配置するとしているが、業務の効率性を踏まえた分析を実施し、営業係のより効率化を求めていく必要がある。全面稼動後は、営業係が担う業務を精査し、営業所の係の再編や、業務の集中管理化、さらには可能な限り民間への業務委託化を行い、より効率的、経済的運営を実施することで、お客さまセンター開設に伴う開設費用の早期回収や費用対効果の拡大を図られたい。	平成18年4月のお客さまセンター全面稼働に伴い、営業所営業係については、お客さまセンターへの電話受付業務移行に併せた見直しを行い、69人の人員削減を実施した。 さらに、一層の業務効率化として、平成19年4月から営業係と庶務係を統合することとし、21人の削減を図ることとした。 この結果、平成19年4月の営業係としての体制を171名とした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-33 (128)	意見	営業所の効率的な 業務再編の取り組み	営業所において諸種の業務を行っているが、 お客さまセンター全面稼働に伴う営業係の受付業務の大幅な縮小 検針係における点検票の審査事務等の外部委託を含めた業務の効率化 収納係の徴収整理の外部委託を含めた業務の効率化 を実施することにより、29ある営業所における人的配置の縮小が可能となることから、業務内容の再編やデータの集中管理化を実現し、固定的に発生する営業所の維持コストの削減も含めて、業務の効率化を図り、営業所の業務再編に取り組まれたい。	平成17年5月に将来的な営業所のあり方を策定し、お客さまセンターの全面稼働及び検針・徴収整理業務の外部委託化等の業務効率化を推進している。 平成18年7月には、足立東・西営業所、江戸川南・北営業所を統合し、29か所の営業所を27か所とした。 今後とも営業所の適正配置を図っていく。 足 立…59名 49名 10名削減 江戸川…58名 49名 9名削減	
1-34 (130)	意見	西部支所と場所を 同じくする部所の 財、サービスの共同 利用と間接部門業務 の統合等の促進	でも同一ないし類似のものが多い。 より一層の効率性、生産性を向上させるために、西部支所、西部建設事務所、水道特別作	1 文書等交換業務の統合化 平成17年3月に3部署による輪番制の文書交換業務の試行を行い、平成17年4月から本格実施し、年間の車両燃料費76千円の経費と二酸化炭素量1,593kgco2/年の削減を図った。また、主に文書交換業務に従事していた西部支所庶務課所属の嘱託員1名を削減し、報酬費2,567千円/年(平成17年度予算ベース)の削減を図った。 2 庁舎内会議室の共有化 平成17年3月に「和泉庁舎会議室予約データベース」を構築し、各所属の管理としていた会議室の共有化と電子管理を実施した。 3 情報の共有・省資源化 平成18年3月、3部署の共通ネットワークに「和泉庁舎連絡掲示板」を設定し、これまでの紙による連絡等を電子化し、情報の共有化と省資源化を図った。 なお、今後も統合可能な業務の具体策の検討を継続し、対応可能なものから順次実施する。	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-35 (132)		江東区新砂の土地 借地料の契約条件の 見直し	は、支所開設当時の平成元年からJR東日本および東京メトロから年間10,975千円で賃借しているが、土地の評価額の低落傾向を反映していない。地価をもとに算出すると借地料は約7,124千円で年間3,800千円相場より高い。賃貸借契約は、「貸主からのみ、賃料を改むすることができることされているが、契約の	平成17年4月、8月、11月、12月及び平成18年2月に、直接訪問及び公文書の送付により2社と交渉を行い、契約条項に平等性、合理性が欠けることを訴え、賃料の値下げ等について要望した。しかし、両社から契約条項の見直しについて了解を得ることは出来なかった。 今後とも、契約改定期には、契約条項の改訂及び賃料の値下げについて検討してもらうよう、粘り強く交渉を続けていく。 1	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-36 (134)	意見	業務委託における 特命随意契約の見直 し	平成15年度業務委託契約1,162件、266億円のうち、少額以外の理由での随意契約は、636件224億円あり、件数ベースで55%、金額ベース84%を占める。委託開始当初から随意契約とされた案件でも、その後、民間事業者の受託能力が向上しているものもある。現在、特命随意契約で業務委託しているものについて、より一層の精査を行い、今後の社会状況や局事業運営等も十分に勘案しつつ、可能な限り競争性を向上させるためにも入札方式を採用するよう取り組まれたい。	理由での随意契約は、535件253億円であり、件数ベースでは43%、金額ベースでは84%となっている。今後は、検針委託等の競争入札化により、件数ベースで36%、金額ベースでは67%となる見込みである。	改善済

水道事業の経営管理について

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-37 (137)		要務別寺にのける委託契約の入札に関連した競争性の際保	現在、各支所および各事業所の3,200万円未満の契約は、公募の手続が取られていない。 競争性を高めるため、経理部契約課における500万円以上の契約と同様に、それ以外の部署についても、500万円以上の契約について、公募手続を実施するよう、図られたい。	平成17年度契約では、事業所における500万円以上の業務委託 (清掃・草刈等)41件を公募とした。 また、平成18年度契約からは局全体として、予定価格300万円 以上の委託契約を含む物品入札案件を対象にインターネット公 募を行い、さらに、予定価格160万円を超える購入、100万円を 超える委託などについて電子入札を導入した。	改善済
1-38 (139)	意見	継続 随息 英約 の 見 直 し	約として長期間継続していることは、透明性、 競争性の観点から問題がある。	検針業務委託については、23区を13ブロック化し、そのうち 荒川区・台東区・墨田区を1ブロックとして、平成19年4月に競 争入札を導入することとし、平成18年9月に公表した。 今後、履行状況を検証しながら、ブロックごとに順次競争入 札へ移行していき、平成22年度までにすべてのブロックで競争 入札を実施する予定である。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-39 (143)	意見	工業用水道事業の 廃止を含めた抜本的	工業用水の需要は昭和49年度の37万㎡をピークに現在6.5万㎡にまで減少し今後も減少が想定されている。収支は特定年度を除き、継続的に赤字基調で、一般会計からの繰り入れは、毎年10億円となる。赤字要因としては、需要量の減少に加えて、国が基準料金を定めているため、適正な原価の回収が図れず、現在の料金は昭和61年の48円/㎡のままである。国に対し、基準料金の要件緩和などを要望していくとともに、地下水揚水規制のあり方を踏まえた上で、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的に経営を改革することについて、関係各局と、より具体的な検討を進められたい。		改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (164)	意見	指定管理者制度を 見据えた人員配置の 見直しの必要性	管理者を選定することになる。 事業団が受託する都立施設は、福祉保健局 で設定された人員が様々な職種で加算配置さ れているが、調布福祉園の例を参考に、他の 都立施設においても、実態に見合った人員配 置について検討し、見直す必要がある。	て選定委員会の審査を実施した。 この結果、3年間の指定を受けた14施設について、平成18年度 の人件費は平成16年度と比較して約3億6,000万円の節減効果が	改善済
2-2 (171)	意見	事業団施設と民間 施設との比較による 競争力の確保	事業団施設の場合、ほとんどが都派遣職員で構成され、勤続年数が長く年齢構成が高いため、民間施設の人件費と比較して極めて高い状態にある。 指定管理者制度では、事業団も民間の社会福祉法人と公募において競い合い、この資産とは、事業団においては、職員では、の見直しや人事・給与制度の改正など、の見直しや人事・給与制度の改正など、事業団は東京都と協議の上、非勤職員の活用などによる人件費の縮減や諸種の問題による人件費のない。	事業団が指定管理者に応募するに際しては、民間施設の配置 基準を踏まえたうえで、施設の現状に応じた人員配置の見直し を行った。さらに、指定期間(3年間)を踏まえ、福祉職及び看 護師に3年契約の契約職員制度を導入し、都から派遣される常勤 職員の一部を契約職員に振り替えた。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-3 (173)	意見	指定管理者制度に おける管理代行方法 の構築	民間施設では、より柔軟な運用が可能となっているが、都が委託する都立施設は、経費項目ごとに積み上げた委託基準の範囲内で施設運営を行うこととなっているため、項目間での運用等柔軟な運営を行いがたい現状にある。 指定管理者制度の導入に当たっては、こうした現行の委託方法にとらわれることなることなられることなるでは、こうした現行の委託方法にとらわれることなると、からでは、は、この対象をできない。	指定管理者制度が導入された平成18年度からは、指定管理料については従前の費目ごとに細分化された委託基準を「人件費」「事務・事業費」「建物維持管理経費」の3区分に大括りした基準に基づき、管理代行を行っている。これにより、従来より柔軟な運用を行うことが可能となった。	改善済
2-4 (174)		指定管理者制度導 入時における公募条 件とプロセス	ある。	指定管理者の指定にあたっては、募集要項中に指定管理者の 選定基準(選定項目及び内容)を明示した。指定管理者選定委 員会は、学識経験者、公認会計士等の外部委員を必ず含む構成 で開催し、選定経過及び選定理由等については、ホームページ に公表した。 なお、今後民間移譲が予定されている施設については、頻繁 な運営主体の変更による利用者への影響を最低限にとどめるた め、民間移譲までの間は事業団を特命で指定することとした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-5 (177)		児童の質的変化に 対応した児童養護施 設の体制の整備	向にあり、その対応は、都立施設だけではなく、社会的養護全体のあり方にかかわる課題となっている。 処遇困難児童が円滑に受け入れられる体制	平成17年度から、精神科医や心理職員を配置するなど治療ケア機能を強化したサテライト型施設を1か所モデル実施した。今後はこの検証を行いつつ本格実施について検討していく。 3 社会的自立の促進 児童養護施設退所児童の社会的自立を援助する自立援助ホームを平成17年度は3か所、平成18年度は1か所実施し、平成18年度末で12か所となる。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-6 (187)	意見	児童養護施設の効 率的な調理員の配置	である。調理員の配置について、業務の効率性の観点から適正な配置へと見直す必要がある。 また、児童養護施設は、寮内に台所があることから児童と一緒に朝食のおかずなどを寮	平成18年度は平成17年度と比較して、施設全体で常勤3名、非常勤3名の削減を図った。また、出張調理(平成17年度 133回実施)や自主調理(平成17年度 357回実施)など寮内調理をモデル実施し、その結果等を踏まえ、子どもの生活様式や日課にあった合理的・効果的な改善策を検討している。 さらに、平成18年3月国通知に基づき、児童養護施設においても調理業務担当者の外部からの派遣受入が可能となったため、今後職員の退職により欠員が出た場合においては、原則として派遣の受入や非常勤の採用で対応する。	改善済
2-7 (187)	意見	障害者施設の調理 費用の再検討	差によりミキサー食の追加的コストの発生等 も考慮しなければならないが、調理にかける 経費があまりにも違いすぎる。	1 標準仕様書の改訂 障害者施設栄養士業務連絡会の検討を経て給食業務委託仕様 書を改訂し、仕様内容の標準化を図った。 2 契約方法の見直し 給食業務委託契約の入札条件や契約期間などを見直し、契約 額の低減とサービスの質の確保の両立を図った。 こうした改善により、平成18年度の障害者施設の調理費用に ついて、平成15年度に対して約2,500万円の縮減が図られた。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-8 (187)		事業団の受託して いる施設間の食材単 価の効果的な情報交 換	平成15年10月の食材購入単価について、事業団が受託している児童養護施設では、施設間で牛乳は1.6倍、豆腐は1.9倍、こんにゃくは2.0倍の価格差があり、障害者(児)施設では、施設間で牛乳は1.3倍、豆腐は1.8倍、こんにゃくは1.9倍の価格差があった。食材購入については、一括購入は難しいとしても、食材の「より良いものをより安く」購入できるよう施設間の食材単価に関する情報交換を有効に実施して経済性と効率性ある食材の購入に努められたい。	1 児童養護施設栄養士業務連絡会の開催 食材購入価格や献立表について情報提供、情報交換するとと もに、各施設の食材価格が高いと思われる食材について低減を 促し、この結果、平成18年1月には、児童養護施設では、牛乳は 1.6倍が1.3倍へ、豆腐は1.9倍が1.8倍へと、障害者(児)施設 では、豆腐は1.8倍が1.4倍へと、各施設間での価格差が縮小し た。さらに、定期的な店頭価格調査の周知・徹底を図った。 (なお、こんにゃくについては、使用頻度が減ったため調査対 象外とした。) 2 標準仕様書の改訂 給食業務委託施設(障害者施設)では、給食業務委託契約及 び利用者等給食材料購入契約の標準仕様書を改訂し、食材価格 の低減と品質の維持とを両立できるよう改善を図った。	改善済
2-9 (188)	意見	授産施設の有効活 用	い、授産事業を通じて自立を支援することが 目的とされているが、実質的には生活施設と なっている。 個々の利用者の地域生活移行や授産の可能 性に応じてきめ細かく支援を行えるよう支援 内容に検討を加えるとともに、他の施設と連	1 支援内容の改善 利用者の個別支援計画について、個々の利用者に応じた支援 内容となるよう全ケースを検討し必要な変更を行った。 また、授産科目の多様化等について検討し、NPO法人によ る共同受注事業(メール封入作業)に参加した。 2 練馬就労支援ホームとの一体的運営 平成18年4月から、社会福祉法人東京援護協会が練馬就労支援 ホームと大泉就労支援ホームを一体的に管理代行しており、授 産事業の多様化や生産品の共同販売など施設の活性化に取り組 んだ。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-10 (189)	意見	て利田老の出力と	移行などに活かされるものと思われる。	七生福祉園において、入所者とデイサービス利用者を対象に、シルバー人材センターを活用し、月5回(毎週金曜日、第4火曜日)外部講師を招きパソコン活動を実施している。平成18年度は、園便りを作成した。今後は、さらにレベルアップを図れるよう、日中活動で生産した腐葉土や生しいたけなどを販売する際のチラシ、ポスター等の作成を検討している。	改善済
2-11 (193)	意見	営方法の抜本的な見 直し	リカレント教育を行っている東京都社会福祉総合学院の通学課程は、定員80人に対して、平成15年度の入学者は62人、平成16年度は、36人となっている。 定員割れになっている理由として、福祉現場に携わる社会人は、変則勤務従事者もでいる。 定時の通学院への通学が比較がであること等が考えられる。 民間機関や区市町村においても多様な他のと等が考えられる。 民間機関や区市町村においても多様をのと等が考えられる。 民間機関や区市町村においても多様を他の、と等が考えられる。 民間機関では、都においても多様ののおりでは、都には、都には、本に、のは、ののでは、のは、ののでは、のは、ののでは、といるには、といるには、といるでは、は、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	社会福祉総合学院が実施している福祉人材養成事業を平成18 年度末で終了した。なお、今後卒業生の管理については、事業 団本部で行う。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-12 (197)		東京都社会福祉総 合学院の運営の改善		平成18年度末で社会福祉総合学院を廃止した。 「土地等無償貸付契約」の平成18年度末解除をし、「定期建 物賃貸借契約」の平成18年度末契約満了に伴い、平成19年4月に 都へ建物無償譲渡を行った。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (199)	指摘	管理指導の改善	現地を実査した際、物品に付されたシールに記載されている所在場所と実際の物品の所在場所が異なるものが散見された。本来、借受者が定期的に実施するべきである現品と台帳の照合が十分に実施されておらず、台帳に記載された物品のうち、一部のものの所在が不明であることが判明した。 事業団は、定期的に借受者に現品と台帳を照合することを求め、毎年度末に保全物品一覧台帳を提出させることを含め、物品管理指導を徹底されたい。	事業団本部では、貸与物品等取扱要領に基づき、借受者に現品と台帳を照合させ、結果報告・保全物品一覧台帳を提出させるなどの指導を行った。この結果、借受者が定期的な物品管理を徹底している。	改善済
2-13 (201)		本部業務の改善等 の必要性	事業団本部には、理事長を含め24人が在職しており、平成15年度では直接人件費113,475千円を含め約3億円の経費が発生している。 平成18年度から指定管理者制度が導入され、民間との競争が激化してくるので、この高コスト体質を抜本的に改革していかなければならない。 都と協議し、本部体制のスリム化を徹底して行うなど、諸種の施策を積極的に実施されたい。	事業団本部事務の見直し・効率化等を図り、平成17年度に1 名、平成18年度に5名削減し、本部体制をスリム化した。この結 果、平成18年度の直接人件費は平成15年度と比較して約2,700万 円の節減効果が見込まれる。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-14 (201)	意見	と有効な活用	事業団では、施設ごとに会計を行っているが、本部経費を各施設に配賦した後の損益計算書を作成していない。 本部経費配賦済損益計算書を作成した上で、各施設の有効な管理目的に活用されたい。	本部経費について、各費目ごとに各施設の実績額や職員定数 比により按分等した調整額を各施設の施設会計に振り分け・合 算し、平成16年度及び平成17年度決算を作成した。 当該決算を活用することにより、経営状況について分析し、 更なる経営改善を目指し、各施設における予算執行に有効活用 をしている。	改善済
2-15 (203)	意見	苦情解決の対応	干葉福祉園では、2回開催されているが、議事録等が作成されていない。話し合いに合いて解決しているケースがあるが、その場も十分な記録の整理が行われていない。 苦情内容および経過と結果を書面に記録して整理すること、苦情申立人が第三者委員へ下を担合を決き、当時に関策を表した場合をは、一定報告を担合した場合をは、一定報告を担合した場合を対した場合を対した場合を対した場合では、できない。	向けた意識の醸成を図った。 1 記録様式を要綱に盛り込み、苦情内容及び解決・改善までの経過と結果を書面に記録して整理した。 2 苦情解決委員会開催時には議事録を作成することとした。 3 第三者委員を設置し、直接苦情を受けられる体制を整備し	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-16 (205)	意見	児童養護施設の事 故記録の整備と再発 防止に向けた職員の 意識啓発	児童養護施設では、「利用者事故報告書」をその都度作成しているが、その後の処理結果等を、記録として整理していない施設があった。 各施設において、事故の記録を整理するとともに、事業団本部においては、職員を対象にした研究会の開催など、職員の事故に対する意識啓発を積極的に進め、再発防止の体制整備に努められたい。	各施設での事故状況と要因分析をまとめるとともに、事業団本部において、全施設を対象とし、事例研究発表会やリスクマネジメント研修を実施するなど、職員の事故に対する意識啓発を進めた。また、各施設に対し、リスクマネジメント推進の取り組み方針を通知し、事故防止マニュアルを作成・配布するなど、事故の再発防止に向けた対策に取り組んだ。	改善済
2-2 (207)	指摘	委託料により購入 した物品の適切な管 理	事業団は、都との契約に基づき、施設、付属設備および物品の維持管理を受託しているが、各施設で、現存していない物品が保全物品整理簿に相当数記載されていた。 保全物品整理簿と現品を年度末に照合した上で、都に報告するとともに、有効に物品管理をされたい。	台帳(保全物品整理簿)と物品の照合を年度末1回のみから四半期ごとに点検するよう改めるとともに、購入による増加や使用不適品の発生等の異動状況を随時記述して整理するなど、適正な物品管理体制を構築した。四半期ごとに整理した台帳は、各施設から事業団本部に提出のうえ、年度末には都に報告した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-17 (208)		職員のメンタル面 でのサポート体制の 充実	事業団の職員は、メンタル面のカウンセリング等を受けることができるが、利用頻度が極めて低い。 職員にメンタルヘルス相談ができることを周知・徹底し、メール相談の追加など、業務委託契約をより有効に活用しつつ、実効性のあるメンタル面でのサポート体制を充実されたい。	この結果、平成17年度の面談による相談件数は、平成15年度	改善済
2-18 (210)	忠兄	より利用者の視点 に立った福祉サービ ス第三者評価結果の 情報提供	第三者評価制度が導入された最大の目的は、利用者の選択を支える仕組みとして機能することである。 各施設においては、独自に公表しているが、広く都民がインターネットで第三者評価結果を検索することは容易ではない。 事業団本部が各施設に助言、指導して、各施設のホームページに第三者評価結果のサイトへのリンクを設定されたい。	平成16年12月には全施設のホームページに第三者評価結果サイトへのリンクを設定したほか、園だよりへの掲載や保護者会等での説明、園内の掲示板での掲示等、各施設が独自の公表を行っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-19 (210)		福祉サービス第三 者評価結果の有効活 用	る。 事業団は、平成15年度の第三者評価結果を	平成15年度第三者評価結果を受け、各施設が改善の必要な事項について改善計画を策定するとともに、事業団本部では各施設が継続的な改善を行うよう、改善計画の全体的な進行管理を行った。この結果、すべての事項について平成17年3月までに改善が達成された。	改善済
2-20 (216)		ペイオフ解禁対策 の実施	事業団として、平成17年4月1日解禁予定のペイオフ対策につき、いまだ具体的な対応方針が策定されていない。 現状では、口座開設は施設に任されており、中小金融機関の普通預金口座に億単位の残高があるケースや、同一金融機関支店に最大6種類もの普通預金口座が存在する場合もあった。 早急にペイオフ解禁に向けた対策につき事業団内部で決定し、普通預金口座等から決済用預金口座への移管、経営健全性の高い金融機関への変更、安全性の高い債券等での運用機関への変更、安全かつ効率的な資金運用を図られたい。	平成17年2月に「資金管理要綱」及び「資金管理方針」を策定 した。平成17年3月に全ての施設で決済性口座への移管等手続き を行い、安全な資金管理を行っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-1 (230)	意見	都民芸術フェス ティバルの改革の必 要性	貫く具体的なコンセプトを確立したり、実施期間を集中化することなどにより事業の一体性を高めるとともに、若手芸術家の人材育成などの都としての新たな視点を導入することを含め、限られた財源を有効に活用できるように、都民芸術フェスティバルの従来からの事業執行方法を大胆に改革されたい。 なお、見直しに当たっては、実施可能なも	・助成金の交付にあたり、芸術文化団体等との連携や、公募制の導入など競い合いによる質の向上を促すことにより、発信力の高い舞台芸術の公演を支援した。 (2) 社会環境の変化に応じた事業実施手法等の見直し・現代演劇分野への公募制の導入や児童演劇分野の子ども向け舞台芸術参加・体験プログラム事業への統合など、文化を取り巻く社会環境の変化や都民ニーズに対応した実施手法等の見直しを図った。 (3) 伝統文化の継承・世界に誇りうる伝統文化の継承・発展を目的として、能楽や日本舞踊など伝統芸能分野の芸術文化団体の公演に助成し、	改善済

民間文化団体への補助金等について

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
				2 各文化団体との意見交換の実施 競い合いを導入するなど、指針を踏まえ、平成17年4月以降、 新進芸術家の人材育成や普及活動の工夫などについて、参加13 文化団体と延べ54回に渡る意見交換を実施した。 3 フェスティバルの再構築 ・平成17年度から現代演劇の分野に公募制を導入した。 ・平成17年度から事業の一体性を高めるために、各公演団体 のチラシやパンフレットに、「2006都民芸術フェスティバル」 という統一表記の掲載を実現した。 ・平成18年度からポピュラー分野を廃止するとともに児童演 劇分野を子ども向け事業に統合した。 なお、実施期間の集中化については、各芸術文化団体と意見 交換をしたが、公演会場を2、3年前から押さえていることか ら、平成17年度での対応は困難であり、引き続き意見交換をし ながら、徐々に短縮していく。	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-2 (231)			都民芸術フェスティバルの補助金等交付団体が固定化していると同時に、過去5年間における各団体に対する補助金交付額は、ほぼ比例的に削減しており、配分比率はあまり変化していない。 補助事業の膠着化を防ぎ、補助金等交付対象団体の固定化を避けるとともに、一律的削減を是正するために、以下の取り組みをされたい。 公演内容の公募等による分野別の「競い合い」の導入	望な新進芸術家がステップアップできる機会を創設 ・若い芸術家が憧れる注目度の高い舞台を創造 2 応募の要件	改善済

民間文化団体への補助金等について

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
				さらに、補助金等交付団体の固定化を避けるため、実施ジャンルについても見直しを行った。 外部の専門家による公演内容の芸術的評価をふまえ、公演の 出演者、内容、観客が固定化しているポピュラー分野を平成18 年度から廃止した。 児童演劇分野については、子どもたちが体験や公演を通して 芸術家等と直接触れ合うことによる文化・芸術が果たす効果を 考慮し、平成18年度から、都が実施している子ども向けの事業 に統合し、都民芸術フェスティバルからは除外した。	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-1 (231)		初足芸術フェフ	都民芸術フェスティバル事業においては、 交付決定後の補助事業の事後評価がとくに重要である。しかしながら、事業効果の把握方法としては、現地調査やアンケートなどを記しているものの、有効な分析が行われてはいる。事業の評価手法の確実性を高めるために、事業の評価基準を作成するなど、客観的なお事業の評価を行う体制を構築し、補助金等交付の決定および参加団体の選定に反映されたい。	1 舞台公演の内容評価 事業の評価については、以下のとおり多様な評価主体による様々な立場からの客観的・公平な総合的事業評価を実施した。 (1) 観客へのアンケート調査 ・アンケートの回収率を向上させるため、平成17年度は抽選による受付、携帯用鉛筆の添付を実施し、回答率は対前年度約3倍となった。 ・公演内容の満足度、鑑賞のきっかけ等、鑑賞者の傾向を把握した。 ・アンケートの結果により、公演内容については、80%以上が満足しているため、現在の割合が少ないれため、インのPRを強けため、インのPRを選賞者については、若者が鑑賞学生席を設定した。 (2) 担当職員(行政)による現地調査 ・行政の立場から補助事業の履行確認及び成果確認、観客の反応等を把握し、事業報告書の事実確認、改善を求めるにあたっての裏付け資料として活用した。 (3) 専門家による評価調査 ・評価項目については、作品完成度、企画力など専門家の意見を聞きながらと公演の芸術的内容評価、補助金の効果等を検証した。(結果は「2 『事業評価』の反映」)・芸術的評価等については、作品完成度、企画力など専門を関見を関きながら公演の芸術的内容評価、補助金の効果等を検証した。(結果は「2 『事業評価』の反映」)・芸術的評価等については、考え方が様々であるため、平成18年度からは複数の専門家に評価を依頼し、より客観的な評価を実施した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
(兵)				2「事業評価」の反映 平成16年度から開始した専門家による評価等に基づき、翌年度の審査会における審査を経て、以下のとおり参加団体の選定 や補助金等の交付決定に反映させた。 (1) ポピュラー分野の廃止 ・補助金を有効に活用するため、平成17年度の専門家評価に 基づき、ポピュラーを平成18年度から廃止した。 (2) 児童演劇分野の転換 ・会場により入野のを換 ・会場により入野のを持たいない子どもに対しているいるが実施している子があり、「企画、作品の掘り 起究、工大が必要」といきも向け事業に統合した。 (3) 現代演劇の公募 ・平成17年度から現代演劇に公募制を導入するとともに、複数団体の選定が望ましいとの専門家評価を受けて、 ・部が17年度から現代演劇に公募制を導入するとともに、複数団体の選定が望ましいとの専門家評価を受けて、 ・他、選定が望ましいとの専門家評価をでは18年度がら参加団体数を1団体から2団体とした。 (4) 能楽の普及公演、民俗芸能の東京マラソンタイアップイベントを実施 ・観客の満足度が高く、専門家からは「レベルが高く、、芸術的意義も大きいが、一流の演者が揃う現行の公演は継続している機会の少ない方を対象に、舞や鼓・笛などの体験や解説ついては、平成18年度は能楽堂のない多摩地域で、これを能楽分野については、一流の演者が揃う現行の公演もというに触れる機会の少ない方を対象に、舞や鼓・笛などの満足度が高く、「伝統文化の継承という目的から補助事業としての親しみやすい公演を実施した。また、観客の満足度意義が大きい」との評価がある、民俗芸能については公演を増やし、いずれも補助金等交付額の決定に反映させた。	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-3 (231)		都民芸術フェス ティバルのより積極 的なPR活動の実施	事業のPRが限定的で、あまり効果がなく、都民への周知が不十分であるため、以下のような現象が起きている。 観客が高齢化し、しかも特定化する傾向があること 若年層への広がりが少ないこと よって、ホームページの活用や団体との連携によるPR促進などにより、広く、一般都民が参加できるようにされたい。 また、PR効果を高めるための話題づくり等の工夫をされたい。	PRについては、インターネットやメディアなど新たな媒体を活用し、強化した。 1 検索サイトの「YAHOO!」にバナーを掲載(クリック数26,895回)し、公演実施団体のホームページとのリンクを設定した。 2 公演の写真を多用するなどホームページを充実させた。 3 芸術に関心のある方が多く見ると思われる「東京アートインデックス」や、観光関連部門との連携強化として、「東京の観光」、「Lets Enjoy東京」(東京メトロ)などのホームページでも紹介した。 4 各公演団体のホームページやチラシに平成17年度から「都民芸術フェスティバル」の統一表記の掲載を実現した。 5 無料招待席をチケットプレゼントとして活用し、TV9回、ラジオ2回、新聞16回、雑誌9回など様々なメディアで取り上げられた。 また、平成19年2月には、多くのメディアが注目している東京マラソンとのタイアップイベントとして、都民芸術フェスティバルの民俗芸能大会(獅子舞や神楽など)のプレイベントを実施し、話題づくりとしてPRを図った。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-2 (233)		1佣C調音TF风	特にでは当りるが、 対象経真が適切が 等について、審査することとしているが、審査をすべき項目と基準を定めた「審査項目一覧表」を作成していない。 補助金交付の適正性を担保するためにも、補助率を明確にするなど補助金等交付にかかる規定を整備するとともに、「審査項目一覧表」を作成し、実施した状況と結果を明らかにした上で備置しておかれたい。 また、交付決定後の精算審査においても同様である。	1 審査項目一覧表の策定 ・補助金等の交付審査にあたっては、補助対象事業の目的は適切か、収支予算書の補助対象経費・補助対象外経費は適正かなど、審査をすべき項目と基準を定めた「審査項目一覧表」を作成し、平成17年度から活用した。 2 規定整備 補助金交付の適正性を担保するため、規定を整備した。 (1) これまで「補助対象経費総額の90%以内」としていた補助率を、平成17年度から実績をふまえて「補助対象経費総額の1/2以内」に改正した。 (2) 公募制を導入した現代演劇分野では、公演計画の目安とするため、補助率に加え限度額を設定した。 (3) 伝統文化の継承を目的とした公演や全庁的に取り組む話題性のある事業とタイアップしたイベント等については、重点的に補助金を交付した。	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-4 (235)		花火大会に対する 補助事業の効果分析 の必要性	東京都は隅田川花火大会に補助金等として3,520万円を交付している。花火大会は、住民の地元意識を高めたり、季節の風物詩とるで地域のイメージづくりに大きな効果が通りでいる。とともに、経済的効果を生んでいるとにも大きな波及効果を生んでいる。また、民間企業とのタイアップしくるとともにより、国際観光都市東京を大会が観光をできる。では、補助事業の対象を表しては、補助事業の対象を表しては、補助事業の対象を表しては、補助事業の対象を表しては、補助事業の対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表しては、対象を表している。	1 経済効果の把握 ・花火大会時の各交通機関の利用者数や輸送力増強体制を把握した。 ・観客数の推移で見ると、平成14年度約93.5万人、平成15年度約95.2万人、平成16年度は約97.3万人と毎年2%程度増加したものの、平成17年度は約95.5万人、平成18年度約95.8万人とほぼ横ばいとなっている。 ・台東区発行の「観光客マーケティング調査報告書(平成16年2月発行)」により日帰り観光客一人当たりの消費額をみると5,421円となっており、花火大会には相当の経済効果があると考えられる。 2 外国人観光客の誘致 (1)花火に関する情報提供 ・産業労働局観光部及び観光財団に花火の情報を提供し、それぞれホームページに花火記事を掲載した。 ・Travel Information Magazine等の雑誌に花火記事が掲載された。 ・「東京都在住外国人向けメディア連絡会(平成18年6月8日実施)」において、花火大会に関する情報を提供した。 (2)産業労働局では、シティセールス時にパンフレットで花火大会のPRを行っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-5 (237)	意見	東京国際映画祭へ の支出の費用対効果 と国際的評価	し、テレビ放映されるなど、PR効果があっているなど、PR効果があっているには、都はコンペラの共催者として名を連ねているにない。すらのであり、は、であり、であり、であり、であり、であり、であり、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	・東京観光情報センター等で、映画祭のチラシや冊子等の配布を始めた。 (2) 平成18年度から観光部等の関係部署と連携し映画祭のPRを始めた。 2 東京国際映画祭の評価を高めるための方策 映画祭の評価は、映画制作者や配給会社などの映画業界関係者の評価が重要である。 映画業界関係者の評価が高まれば、話題性のある作品が多く集まり、マスコミで取上げられる機会も拡大し、ひいては、一般における知名度も上昇することとなる。 こうした観点から、映画祭事務局と都で提案を持ち寄り、協	改善済

民間文化団体への補助金等について

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
				また、東京国際映画祭に対する海外での評価を把握するための調査を行うよう同映画祭事務局に働きかけた結果、下記調査を実施し映画祭の一層の発展に努めるとの回答を文書で受けた。 ・平成19年5月開催のカンヌ映画祭など、映画祭にブース出展する際に、来場者アンケートを行う。 ・東京国際映画祭に来日する業界関係者にアンケート調査を行う。 ・国際映画製作者連盟が収集する、国際映画祭に係るデータの活用を図る。 ・内外の映画専門誌や新聞などの既存メディアにおける記事掲載状況等を調査する。	

平成14年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

			措置	状 況	
テ ー マ	指摘等 供数	改善	善 済	改善中	未措置
	11 **	既通知済	今回通知	一部改善済	八 相 且
道路の建設・管理運営	45	40	2	3	0
都市公園等の整備管理運営	57	42	15	0	0
監理団体の受託業務等の管理運営	42	39	1	2	0
合 計	144	121	18	5	0

平成14年度包括外部監査

道路の建設・管理運営について

建設局

1 7-70		1 22 O 1 A 1 A 1 A 1	ZHYZK HIZZHOPY Z		10 7 3	
番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況	
1-37 (83)	意見	造園工事の契約年 数		平成16年度に、優秀な業者選定を可能にするため、出来映えの評価割合を現行の成績評定と比べ高くした「委託成績評定」を策定した。「風格ある街路樹」の路線において、平成18年度に剪定委託を行った路線でこの成績評定を使用した評価を試行した。	改善済	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-1 (107)	意見	震災時利用計画の 早期策定	都立公園の震災時利用計画(災害時の公園利用計画および管理マニュアル)は、都および東京都公園協会並びに区市町村・警察・消防などの防災関係機関が、都民と連携し、早急に策定する必要があると考えるので、検討されたい。	策定計画の前倒しにより、平成16年度までに区部43箇所の計画を 策定した。また、多摩部についても平成15年より検討を始め、平成18 年度末までに12箇所の計画策定が完了する。 なお、平成19年度に5箇所の計画を策定し、当面の計画策定対象 箇所の検討を全て終了する。 今後新規に整備する公園や拡張を予定している公園については、 事業の進捗状況を見ながら計画の策定及び修正を行う。	改善済
2-2 (107)	意見	庭園等の価値ある 保全	より、庭園・公園全体の価値を損い、かえっ て不経済を招くことのないよう、一律予算削	浜離宮恩賜庭園について、歴史的文化的遺産を保護し価値を高めるために、損傷が著しい施設の修復等を計画的に進めるべきであるとの文化庁の指導により、平成16年度から5箇年計画で文化庁補助事業として園内施設の修復等を重点的に進めている。これまでに「庚申堂鴨場」の護岸修復、「中の御門」の復元的整備、「旧稲生神社」の解体復元、「海手お伝橋」の改修を行った。今後、平成20年度までに、「中の橋」の改修、「潮入の池」の護岸改修、「内堀」の護岸改修及び浚渫を行う。21年度以降は小石川後楽園において修復等を行う予定である。	
2-6 (111)	意見	公園整備に係る目 標の見直し	公園一人当りの面積を 7 ㎡以上とする目標は、非常に長期に渡っていることから、一定年限において達成する面積を目標にすることも視野に入れて、新たな指標の見直しを検討されたい。	平成18年3月に「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定、公表した。このなかで、都事業の公園整備については、平成27年までの10年間に重点的に整備を着手する予定の公園と、その区域である優先整備区域を明示している。(39公園 278.44ha)	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-8 (114)	意見	の促進		都市開発資金により取得した土地の再取得前の公園用地の有効活用を図るため、大戸緑地では平成15年度から、都民との協働による雑木林の手入れや観察会等を行う「プレパーク事業」を実施している。引き続き観音寺森緑地についても平成16年度から「プレパーク事業」を実施している。また、平成18年度からは、都市整備局と調整し、「都市開発資金により取得した土地の再取得前の公園整備事業」を実施していくこととし、今年度は六仙公園ほか3公園6.1haの整備を予定している。	改善済
2-9 (115)	意見	公園事業の重点化	平成14年に決定された「公園用地取得方針」に基づき、用地取得への取組みが行われているが、必ずしも取得の早期化に結実していない。 特定の用地取得に予算を集中的に投資することにより、事業効果をあげることを検討されたい。	「公園用地取得方針(平成16年改定)」では、篠崎公園ほか6公園の事業認可区域内の最優先箇所に、用地取得費の予算を集中的に投資していくこととしている。 この方針に基づき、篠崎公園ほか6公園の用地取得費は、全体の事業費に対して平成16年度に93%、平成17年度に78%を投資した。平成18年度は72%を投資することを予定している。	改善済
2-10 (115)		収束箇所の取組み	蘆花恒春園など残り僅かな未取得用地がある公園については、未取得用地があるため、全体を開園することができないので、地域住民の福祉の向上の観点から残り僅かな未取得用地の取得を進めることにより、開園を促進するよう努力されたい。	蘆花恒春園では、最後の1件について平成16年度に収用手続きを	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-11 (117)		公園用地取得の促 進	公園事業認可区域内における用地は、都市 計画法上の利用制限がある。そのため、都と しても、関係者の要望には事業者として対応 する責務がある。 財政的に許される範囲で、できるだけ早期に 買取って、開園に向けて努力していくことが 望まれるので、買取りの促進を検討された い。	「公園用地取得方針(平成16年改定)」に基づき、緊急性の高い箇所の用地取得を重点的に進めることを原則とする一方、相続の発生や地権者の真にやむを得ない事情がある場合について可能な限り対応している。 例えば、平成18年度には、買い取り要望が寄せられていた33件のうち30件を予算化した。このうち、その後の本人の事情等によって契約が困難となった3件を除く27件の取得を18年度中に見込んでいる。 15年度 16年度 17年度 18年度 要望件数 49 24 37 33 子算化件数 29 20 29 30 対応率 59% 83% 78% 91%	改善済
2-18 (129)	意見	公園の施設改善の 指導	庭園、公園内の売店、飲食店をより充実させ、利用者のニーズに応えるため、施設改善につき指導されたい。また、他の民間会社にも運営の機会を与え、競争原理を導入するなど検討されたい。	平成17年度に、葛西臨海公園において、展望レストハウス「クリスタルビュー」活用事業として、売店、飲食店等の導入及び既存施設の活用を目的として、事業者を公募することにより、民間会社が公園内で運営する機会を与えた。 今後も地域特性や採算性等を考慮し、競争原理が導入されるよう更に検討していく。	改善済
2-27 (151)		地方独立行政法人 化の検討	動物園の地方独立行政法人化を、動物園事業を活性化させるための一つの方策として、 具体的に検討されたい。	地方独立行政法人法施行令の対象施設には動物園が含まれていないことが明らかとなった。そのため、動物園の地方独立行政法人化は断念したが、指定管理者制度を活用して平成18年4月から(財)東京動物園協会が一体的に管理運営するように組織改正した。その結果、経営主体の一元化による効率的な運営や柔軟で自由度のある動物園独自の運営が可能となった。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-30 (151)		財務諸表上の問題 点		財務諸表作成上、留意するよう意見のあった退職給与引当繰入額などについては財務諸表へ計上し、平成15年度に改善を行ったところである。	改善済
2-31 (153)	意見	公園施設使用料の 地価等との比較	公園施設使用料について、周辺地区相場と 比較検討する必要がある。今後、公園施設使 用料を改定するに当たっては、従来の原価主 義の算定方式によりながらも、市場価格を調 査し参考とされたい。	平成17年度使用料改定にあたり、日比谷公園周辺の市場価格の調査を行い、土地の使用料の条例額算定の際に参考とした。	改善済
2-36 (159)		長期間工事の占用 期間の見直し	長期間工事の占用許可については、都市公 園法施行令の改正を要するが、実態に合った 占用期間を検討されたい。	国に対し都市公園法施行令の改正を要望したが、当面改正予定はないとのことであるため、都としては、継続申請の提出書類を必要最小限とし、事務処理の負担軽減を図ることで、占用期間の見直しと同等の効果を持つ見直しを行った。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
2-38 (165)	意見	来園者の期待に添 う必要最小限の管理	庭園の維持管理には、大変な労苦を伴うものであり、特に歴史的価値のある浜離宮恩賜庭園の維持管理はより一層労苦を伴うものである。来園者の期待に応えるためには、たとえば、浜離宮恩賜庭園では、夏場の臭気対策として、ヘドロの除去等について対策を検討されたい。	浜離宮恩賜庭園において、「潮入の池」では水門の開閉のタイミング調整等を行い水質の改善を進めている。また、池の護岸の改修を計画的に進めており、「内堀」についても護岸改修にあわせて浚渫を平成20年度に実施する予定である。また、汐留川及び築地川の水質改善について、平成15年度に関係局(建設局、港湾局、下水道局、環境局)による対応策の検討を行った結果、港湾局において河川の浚渫を平成17年度から3箇年計画で実施しており、臭気対策として効果があった。	改善済
2-41 (165)	意見	庭園の維持管理	文化財庭園の復元については、史料収集、 文献調査、発掘調査に基づく専門家の緻密な 検討を踏まえて、関係部局と協議を行い、適 切に実施していくよう検討されたい。	文化財庭園の復元事業については、文化庁をはじめ都及び地元区の教育委員会の指導を受けつつ、学識経験者から構成される常設の専門委員会(「文化財庭園の保存・復元・管理等に関する専門委員会」)の助言指導を受けながら事業を進めている。	改善済
2-54 (181)	意見	区部霊園の再生	区部霊園にある古木、巨樹や著名人のお墓を積極的に活用し、霊園利用者だけでなく、都民のほか、広く来訪者を迎えることができるような、霊園と公園が共存する空間として再生を図ることが望ましいと考えるので、具体的な方策を検討されたい。	リーディングプロジェクトとして、平成15年度に青山霊園の整備計画を策定し、再生事業に着手した。これまで、約70箇所の墓所移転、約40箇所の墓所返還をうけるとともに、発生した空地を利用し、2箇所の合葬式墓地整備、8箇所の広場整備を実施し、200箇所の墓所貸付を行った。また、来訪者のために著名人墓地を案内するリーフレットを作成した。谷中霊園は、平成17年に公園審議会から再生のあり方についての答申を受け計画策定について、地元と検討中である。他の区内霊園ついても、今後検討し、順次実施していく。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社 (旧東京都駐車場公社)

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
3-17 (238)	意見	施設改修費充当金 について経営成果が 反映される仕組みの 検討	上」につながる方法が、駐車場経営と	双式40年度から初党駐市担に投守管理者制度が消入され、佐賀寺	改善済

平成13年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

		措置状況				
テ ー マ	指摘等 供数	改善	善 済	改善中	未措置	
	11 **	既通知済	今回通知	一部改善済	小 指 <u>自</u>	
試験研究機関の管理運営	92	90	2	0	0	
中央卸売市場の経営管理	12	11	1	0	0	
監理団体の経営管理	28	28	0	0	0	
合 計(5提言を含む)	132	129	3	0	0	

試験研究機関の管理運営について

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
62 (試 112)		構と東京都老人総合	研究テーマ重複の排除や研究協力・共同研究、人材の交流、管理部門の統合による効率化等を考えると、1つの医療・福祉系総合研究機構とした方が、都としての政策目的に合致し、時代の要請にも適合しているものと考える。	両財団の統合にかかる課題の検討を進めてきたが、高齢者医療費の適正化対策、高齢者モデル医療普及のための体制作りが喫緊の課題であるなか、最新の研究成果の臨床への反映を図るなど、医療と研究の一体化を図ることが不可欠であるとの認識にいたった。これを踏まえ、「行財政改革実行プログラム」において老人医療センターと老人総合研究所を一体化し、地方独立行政法人への移行を目指すこととなった。	改善済

試験研究機関の管理運営について

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
62 (試 112)		構と東京都老人総合	い。両者を統合して1つの医療・福祉系総合 研究機構とした方が、都としての政策目的に も合致し、時代の要請にも適合しているもの	疾患の診断・治療法の開発等に取り組む医学研究機構 3 研究所 は、より質の高い研究成果を都民に還元していくため、平成 1	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
市4 (市 12)		面積割使用料の計 算方法の見直しにつ いて (1) 経営状況 (2) 面積割使用料 (3) 市場比較	面積割使用料について、検討委員会等により検討をしてきているが、市場別使用料金制は実施されていない。 各市場における路線価、立地条件及び保有する固定資産等は使用料を決定する上で考慮	場の活性化の観点から、各場の置かれた実情と事業者の創意工夫を反映できる仕組の調査・研究を進め、使用料の見直しを検討した。 平成18年7月、施設使用料を構成する主要な部分を市場別経費とし、これに一定割合の共通経費を付加した市場別使用料の基本的な考え方を業界に初めて提示した。 今後、使用料の負担水準、導入の時期等について、業界と協	改善済